

舞鶴市住宅用再生可能エネルギー設備導入支援補助金

新制度（FIT 売電不可） 申請の手引き

令和7年4月
舞鶴市生活環境課

内容

1. 新制度の概要	3
2. (チェックリスト) 新制度の詳細要件	4
(1) 共通要件	4
(2) 【参考】太陽光発電設備仕様書	5
(3) 蓄電設備仕様書	7
(4) 高効率給湯機の補助要件及び仕様	9
(5) 提出書類一覧	10
3. (解説) 新制度に関する個別項目	11
(1) 新制度の補助額	11
(2) FIT 制度による売電	11
(3) FIT 以外での売電方法	12
○【参考】なぜFIT を活用しないことが条件に入っているのか	12
○【参考】ちなみに何が一番お得なのか	12
(4) 蓄電池設置条件 12.5 万円/kWh の計算方法	13
(5) 高効率給湯器の二酸化炭素排出 30%減の考え方	15
4 (解説) 補助金手続きに係るフロー (新制度版)	16
(1) 事前承認申請	16
(2) 交付申請の流れ	18
5. (解説) そのほかの特別な場合の手続きについて	21
(1) 事前承認申請の取消	21
(2) 処分の制限について (要綱第12条・13条関係)	21

1. 新制度の概要

本事業は環境省「地域脱炭素移行・再エネ交付金」の交付を受け、国のルール（地域脱炭素・再エネ推進交付金実施要領）に基づき行われる補助事業であり、住宅への再生可能エネルギー設備の導入が対象となります。補助額等について、従来制度と比較すると以下ようになります。

	従来制度（FIT 売電可）	新制度（FIT 売電不可）
太陽光発電設備	設備容量(kW)×2 万円 （上限 4 万円）	設備容量(kW)×4 万円 （上限 8 万円）
蓄電設備	蓄電池容量(kWh)×1.5 万円+1 万円 （上限 9 万円+1 万円）	蓄電池容量(kWh)×3 万円+1 万円 （上限 18 万円+1 万円）
高効率給湯器	なし ※新制度に合致する場合は可	導入費用の 1/2 で、 ①エコキュート等 上限 30 万円 ②コージェネレーションシステム 上限 80 万円
合計の補助金額	最大 14 万円	太陽光・蓄電池のみ 最大 27 万円 エコキュート込 最大 57 万円 コージェネレーションシステム込 最大 107 万円

上限額が倍になり、高効率給湯器の設置についても一定の補助があります。

ただし、従来制度の補助要件と新制度の補助要件は大きく異なっておりますので、次項から詳細要件を確認していきます。

なお、代表的な違いとしては以下のような点が挙げられます。

- FIT 制度を利用した売電ができない
- 発電量の一定量以上を自家消費しないといけない
- 事業開始（契約日）が市の定める 4 月中旬ごろの日以降でないといけない

詳細条件が多岐にわたり、条件のみを読んですべて理解することが大変難しいです。

条件と並べて記載する「確認する書類」をご準備いただいたうえで、確認する書類の記載内容と補助条件を照らし合わせながら、一つ一つ項目の確認をお願いいたします。

2.（チェックリスト）新制度の詳細要件

（1）共通要件

太陽光発電設備・蓄電設備・高効率給湯器等すべてについて以下の要件を満たす必要があります。

各要件を確認する書類を最も右の列に記載しておりますので、こちらを確認いただき条件と合致するか順を追ってご確認下さい。

（従来制度と共通する項目については青色で表示しております）

補助対象者	次の要件を全て満たす者 (1) <u>市内に自らが居住する住宅に住宅用太陽光・蓄電設備を同時に設置した者又は市内の住宅用太陽光・蓄電設備付新築住宅を購入し、自らが居住している者で、いずれも同場所において電灯契約を結んでいるもの</u> (2) 代金支払日が属する年度において、申請書提出期間内に補助申請を行った者(補助対象設備の設置を行った年度の申請書提出期間内であれば、期間制限はありません。) (3) <u>市税を滞納していない者</u> (4) <u>暴力団関係者に該当しない者</u>	確認する書類 (1)住民票の写し 電力需給契約確認書 (2)交付申請書 契約書 完了届 or 領収書 ※着手日：契約日 完了日：領収日 のような形になります (3)交付申請書の同意 (4)誓約書
補助対象事業	次の要件を全て満たすもの (1) 共通要件 ①エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 ②<u>各種法令等に準拠した設備であること。</u> ③商用化され、導入実績がある設備であること。 ④<u>中古設備でないこと。</u> ⑤法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 ⑥<u>住宅用の設備であること。</u> ⑦PPA 又はリースにより導入される設備でないこと。 ⑧設置する設備に係る国又は市の補助金を受けていないこと（経済産業省給湯省エネ事業補助金や環境省 ZEH 補助金等） ⑨国要領別紙 2 で定める要件を全て満たしていること。 ⑩府要領で定める要件を全て満たしていること。 (2) 住宅用太陽光発電設備 ①<u>当該設備を用いて発電した電気を電気事業者に供給する場合は、当該設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の電気を電気事業者に供給する構造であり、余剰配線で系統連系しているもの</u> ②<u>公称最大出力の合計が 2 kW 以上であるもの</u>	確認する書類 ①仕様書やカタログ ②仕様書やカタログ ③仕様書やカタログ ④製品保証書 ⑤宣誓書 ⑥仕様書やカタログ ⑦宣誓書 ⑧宣誓書 ⑨⑩宣誓書 (2) ①電力需給確認契約書 or 「系統連系承諾書」＋「発電量調整供給契約申込書」 ②機器の配置図

	③本事業で得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 ④再エネ特措法に基づく FIT 制度の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。 ⑤電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。 ⑥再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠すること。特に『太陽光発電設備仕様書』の項で後述する要件をすべて遵守していることを確認すること。 ⑦ 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合(家庭用:30%)以上とすること。 ⑧太陽光発電設備仕様書の項で後述する要件をすべて満たすこと。 (3) 住宅用蓄電設備 ①前号の太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電力を充放電できる蓄電設備及び電力変換装置で構成される設備であること。 ②日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格等に適合しているもの ③蓄電容量が 1 kWh 以上であるもの ④(2)の住宅用太陽光発電設備の付帯設備であること。 ⑤原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 ⑥停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ⑦価格が 12.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムになるように努めること。 ⑧『蓄電設備仕様書』の項で後述する要件をすべて満たすこと。	③宣誓書 ④電力需給確認契約書 ⑤電力需給確認契約書 ⑥仕様書やカタログ 機器の配置図など ⑦発電電力消費計画書 ⑧宣誓書 (3) ①機器の配置図、配線図などシステム構成が確認できる図面 ②仕様書やカタログ ③仕様書やカタログ ④機器の配置図等 ⑤⑥システム構成が確認できる図面等 ⑦工事内訳書 ⑧仕様書やカタログ
--	---	---

上記のとおり、従来制度と比較した場合、より多くの条件を満たす必要があります。
加えて太陽光発電設備については以下の仕様も満たす必要があります。

（２）【参考】太陽光発電設備仕様書

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙２ 交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業) ２ ア (ア) 太陽光発電設備(自家消費型) 交付要件」の抜粋です。導入した太陽光発電設備が次の要件を満たすことを確認してください。いわゆる FIT/FIP 制度での「事業計画策定ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠する内容となります。家庭用の設備ではほとんど該当する項目はありませんが、下記仕様すべて満たすことも補助要件とされます。

- ・再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠すること。特に、次の(a)～(l)をすべて遵守していることを確認すること。
- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

(3) 蓄電設備仕様書

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2 交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業) 2 ア(イ) 蓄電池 交付要件」の抜粋です。導入した蓄電設備が次の仕様を満たすことを御確認ください。

【家庭用蓄電池（20kwh 未満）：h～m の全てを満たすこと】

h 蓄電池パッケージ（※1）

- (a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は JEM 規格で定義された初期実効容量のうち計算値と計測値のいずれか低い方を適用※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

i 性能表示基準（※2）

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。

定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

- ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。
- ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

j 蓄電池部安全基準（※1）

- (a) JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

k 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）（※1）

- (a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠する

l 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）（※1）

- (a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

m 保証期間（※1）

- (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

※1 一般社団法人環境共創イニシアチブ(Sii)の蓄電システム登録制度に登録済みの製品であれば、登録されていることをもって、要件を充足しているとみなします。
(<https://zehweb.jp/registration/battery/>)。

※2 一般社団法人日本電機工業会が定めている性能表示ラベル等を参考に、表示内容を御確認ください。
(<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/chikuden/label.html>)

(4) 高効率給湯機の補助要件及び仕様

(1) の共通要件に加えて下記の要件を満たすことが条件となります。

補助対象事業	次の要件を全て満たすもの 次の(1)に加えて、(2)又は(3)を満たす者	確認する書類
	(1) 共通要件 ①エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。(国) ②各種法令等に準拠した設備であること。 ③商用化され、導入実績がある設備であること。 ④中古設備でないこと。 ⑤法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 ⑥住宅用の設備であること。 ⑦リース設備でないこと。 ⑧住宅用太陽光・蓄電設備(新制度の補助対象設備)と同一年度に設置された設備であること(事業開始承認を得た場合は除く。) ⑨設置する設備に係る国又は市の補助金を受けていないこと ⑩国要領別紙2で定める要件を全て満たしていること。 ⑪府要領で定める要件を全て満たしていること。 (2) 高効率給湯機器 ①従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの (3) コージェネレーションシステム ①都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。	(1) ①省 CO2 計算書 ②仕様書やカタログ ③仕様書やカタログ ④製品保証書 ⑤宣誓書 ⑥機器の配置図等 ⑦工事内訳書 ⑧工事内訳書・契約書 ⑨⑩⑪宣誓書 (2) ①省 CO2 計算書 (3) ①仕様書やカタログ

（５）提出書類一覧

（１）～（４）で提示したとおり、本制度では確認事項が多岐にわたることから、提出書類についてこの項で再度まとめたいと思います。

提出時期	提出書類	確認内容
申請時	【共通（太陽光、蓄電池、給湯器）】 ・住民票の写し ・電力需給契約確認書（写） もしくは 系統連系承諾書（写）と発電量調整供給契約書（写） ・（工事）契約書（工事の開始日が確認できるもの） ・完了届（写）もしくは領収書（写） （工事の完了日が確認できるもの） ・機器配置図やシステム構成図（写） （導入機器の配置や数が確認できるもの） ・工事内訳書（写）（工事項目ごとの費用が確認できるもの） ・仕様書やカタログ（写）（太陽電池・蓄電池・パワコン等） ・製品保証書（写）（太陽電池・蓄電池・パワコン等） ・チェックリスト兼宣誓書 ・発電電力消費計画書 ・設置写真（導入機器が仕様書やカタログと同じものを導入していることを確認できるもの、導入機器の数量が確認できるもの） 【給湯器】 ・省 CO2 計算書	住所・氏名 設置場所が住民票と一致するか。FIT 売電や自己託送の有無の確認 事業内容、事業開始日 事業完了日、支払いの事実 機器構成が要件を満たすか 太陽光発電出力 蓄電池容量 給湯器の性能 蓄電池設置費用条件 商用、法令準拠 中古品でないこと 要綱への準拠 要綱への準拠 要綱への準拠（自己消費） 機器の設置状況の確認 要綱への準拠（省 CO2 効果）

3.（解説）新制度に関する個別項目

（１）新制度の補助額

新制度は制約が増える代わりに、補助額は従来制度よりも大きくなっております。

○従来制度	最大 14 万円
○新制度（給湯なし）	最大 27 万円
○新制度（ガス給湯・エコキュート）	最大 57 万円
○新制度（コージェネレーションシステム）	最大 107 万円

（２）FIT 制度による売電

新制度では活用できない FIT 制度を用いた売電とはどのようなものか、簡単に説明いたします。

FIT 制度：「Feed-in Tariff」の略で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度のこと。一般家庭や事業者が発電した電気を、電力会社が定価で買い取ることを義務付けている。

なお、家庭向けの FIT 制度では以下のとおり電気の買取が保証されます。（令和 7 年 4 月時点）

FIT 価格（太陽光発電）

年度	買取容量	買取条件
令和 7 年度 4 月～9 月	10kW 未満	15 円/kWh で 10 年間買取
令和 7 年度 10 月～		24 円/kWh で 4 年目まで買取 8.3 円/kWh で 5 年目～10 年目まで買取

※通常住宅用太陽光発電の場合、買取容量は 10kW 未満に抑えます。

仮に 10kW（買取量 9.9kW）で一年間電気を売り続けると以下の量の電気を売ることになります。

$$9.9\text{kW} \times 24\text{h (時間)} \times 365\text{日} \times 13\% \text{ (設備稼働率)} \div = 11,275\text{kWh}$$

※ 1：設備稼働率は 13%と仮定。

※ 2：簡単化するため、超概算としております。

自家消費率を算出する方法には用いないでください。

買取単価を掛けると想定される売電収入となります。

簡単にするため、令和 7 年度 4 月～9 月までの単価を採用します。

$$11,275\text{kWh/年} \times 15\text{円/kWh} \div = 170,000\text{円/年}$$

30%は自家消費することが補助条件ですので残りの 70%を売電したとすると

$$170,000\text{円/年} \times 70\% = 119,000\text{円/年}$$

あくまで「家庭用で最大量の発電設備を導入」し「自家消費分以外すべてを売電した」場合の「想定売電収入」ですが、最も効率的な売電設備として設置した場合、1 年間で補助金額の差を埋めるぐらいの収入となる可能性があります。

(3) FIT 以外での売電方法

FIT 以外の制度で売電先を確保する場合は、京都府 HP で売電先となりうる企業の情報を公開しております（令和 7 年 4 月段階で 4 社紹介されています）。

売電先の電力小売業者は自社が販売するのに必要な量の電気を買っているため、買取量が増えすぎると新規の買取を停止する可能性があります。そのため随時買取が可能な業者が変わっていきます。補助対象事業で FIT 以外の売電を検討される際には、**必ず最新の情報をご確認下さい**。

京都府ホームページ（非 FIT 余剰電力の買取事業者について）

： https://www.pref.kyoto.jp/energy/kateimukehojo_nonfit.html

○【参考】なぜ FIT を活用しないことが条件に入っているのか

理由の一つとして、普段の電力料金の明細に含まれている「再生可能エネルギー発電促進賦課金」（再エネ賦課金）が関わってきます。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金とは

固定価格買取制度で買い取られる再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気の使用者から広く集められる再エネ賦課金によってまかなわれます。再生可能エネルギーで発電された電気は、日々使う電気の一部として供給されているため、再エネ賦課金は、毎月の電気料金とあわせていただいています。

（出展：資源エネルギー庁 HP（固定価格買取制度とは））

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html

皆さんが支払う電気料金の一部が、FIT 制度の買取金の一部に活用されている背景があります。FIT 制度による売電が増え続けると、再エネ賦課金が上昇し続けることになってしまい、皆さんが毎月支払う電力料金が今以上に高騰する要因の一つとなってしまいます。

この事態を避けるためにも、FIT 制度以外での電力売電の方法を普及させる必要があり、新制度では FIT を活用しない（再エネ賦課金を上昇させない）再エネ導入を目指しています。

○【参考】ちなみに何が一番お得なのか

断言はできませんが、単価を比較すると以下のような結果になります。（令和 7 年 4 月時点）

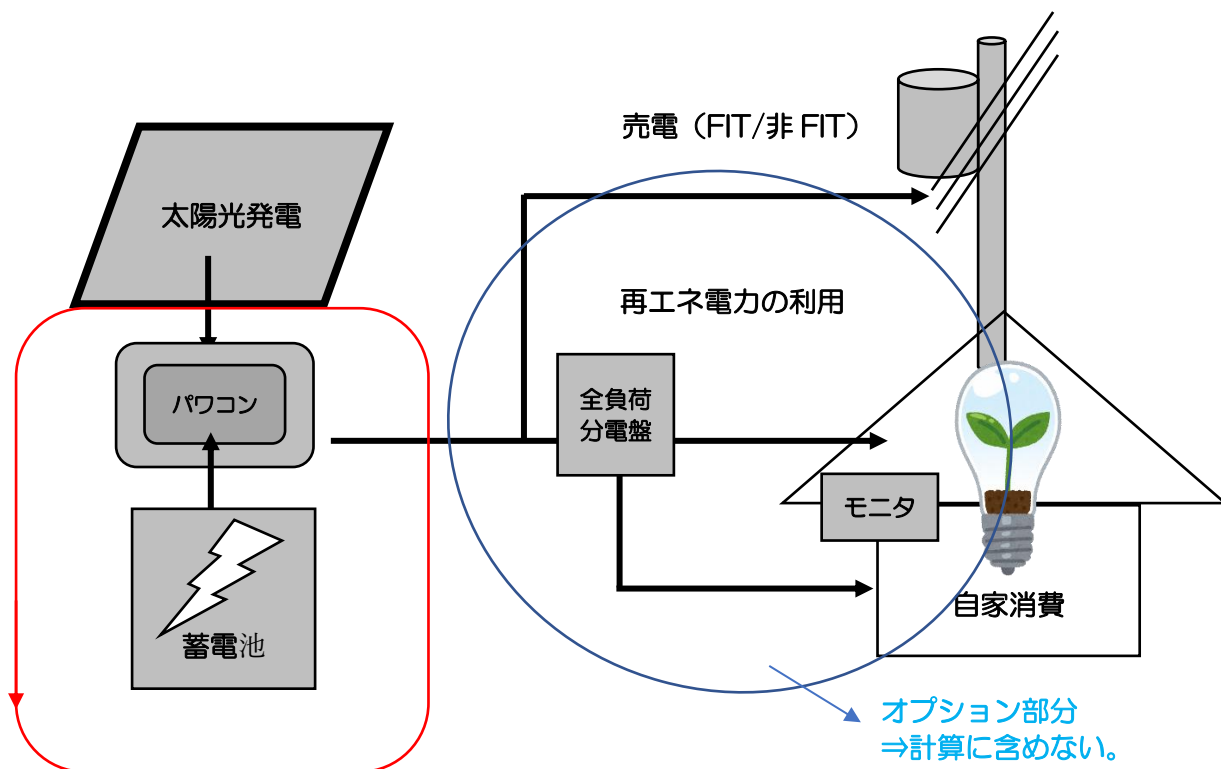
売電/買電	売電（買電）方法	kWh あたり単価
売電	FIT（2025 年 4 月～9 月）	+15.00 円
売電	非 FIT 売電（府 HP 最大単価）	+10.00 円
買電	関西電力従量電灯 A（15～120kWh）	-20.21 円

売電は＋を、買電は－を付けています。

単価の比較からも分かりますが、**買電料を減らすことが最もお得**だと一般的に言われています。つまり、**できるだけ自家消費をするのが一番お得**というのが現段階での一般的な見解です。

(4) 蓄電池設置条件 12.5 万円/kWh 以下の計算方法

一般的な住宅用再生可能エネルギー設備の構成は以下のようなイメージとなります。



計算に含める。

この機器構成のうち、「蓄電池」と「その充放電のために活用するパワーコン」、そして「それらの工事費（配線やその他のコンバーター等）」を合計した額を、「蓄電池容量（kWh）」で割り算をします。オプションとして設置可能なモニター通信機器や全負荷対応の分電盤等については算入せずに計算してください。

その結果が 12.5 万円/kWh を下回るようにする努力義務があります。

- ※1 12.5 万円/kWh の条件は「努力義務」となりました。舞鶴市では、この費用を上回っていても補助申請を受け付けますが、最低限設置費用の確認を行い、極端に費用が高い場合（基準の 2 倍に達する例など）は設置費用高騰の原因をヒアリングすることとしておりますのでご了承ください。
- ※2 パワーコンの費用は蓄電池の電力変換に寄与する部分が計算の対象に含まれます。単機能のパワーコンなどで、蓄電池の電力変換に寄与しないもの（太陽光発電の電力変換のみに用いるパワーコンなど）、はパワーコンの費用に含めないでください。
- ※3 ハイブリッド型パワーコン（蓄電池の電力変換にも太陽光発電の電力変換にも寄与するもの、イメージ図のパワーコン）については、蓄電池の電力変換以外に用いる部分の費用が合理的に算定できる場合はその費用を計算から控除することができます。なお、この後の計算ではハイブリッド型パワーコンを想定しておりますが、合理的に控除部分を計算することが困難であるため、パワーコンの費用をすべて計算に算入させております。

■12.5 万円/kWh の計算例

項目		数量	金額
太陽光発電	太陽光発電モジュール〇〇W	16 枚	1,000,000
	工事費	1 式	150,000
蓄電池ユニット	蓄電池（出力 4.5kW、容量 9.8kWh）	1 台	600,000
	配線	10m	50,000
	設置工事	1 式	50,000
変換機器	ハイブリッドパワコン（4.5kW）	1 台	300,000
その他オプション	蓄電池モニター	1 台	50,000
	合計		2,200,000
	お値引き		-200,000
	合計（改め）		2,000,000
	合計（税込み）		2,200,000

※全負荷運転なし、蓄電池モニターありで検討します。

上記のような内訳書の場合、以下のとおり計算します。

（①蓄電池の設置費用）

黄色の着色部とお値引きを按分した額が、条件を算定するための蓄電池設置費用となります。

$$600,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} + 50,000 + 300,000 \text{ 円} = 1,000,000 \text{ 円}$$

（蓄電池費用） （配線） （工事費） （パワコン、合理的に控除できない）

（②値引きの考慮）

値引額のうち、蓄電池に関連する部分（着色部）の金額が何割を占めるかを考えます。

$$-200,000 \times (1,000,000 \text{ 円} / 2,200,000 \text{ 円}) = -90,909 \text{ 円（小数点以下切り捨て）}$$

よって、蓄電池の設置にかかった費用は

$$1,000,000 \text{ 円} - 90,909 \text{ 円} = 909,091 \text{ 円（小数点以下切り捨て）}$$

（③単価の計算）

この金額を蓄電池容量で割ると

$$909,091 \text{ 円} / 9.8\text{kWh} = \underline{92,764.3 \text{ 円/kWh}} \leq 125,000 \text{ 円/kWh}$$

この場合は補助要件の「12.5 万円/kWh 以下に努めること」に合致します。

（５）高効率給湯器の二酸化炭素排出 30%減の考え方

本補助金において高効率給湯機の補助を受けるには

- ・「従来の給湯機器等」に対して 30%以上の省 CO2 効果がえられるものであることが必要になります。

ここでいう「従来の給湯機器」については、以下のように考えて下さい。

①現在使用している給湯機がある場合

現在使用している給湯器と購入する給湯機を比較してください。

②新築等の理由により、現在使用している給湯機がない場合

舞鶴市内の一般的な形式の給湯機器（ガス給湯器、プロパンガス使用、熱効率 80%）を基準に、購入する給湯器と同等の出力の機器を想定して比較をしてください。

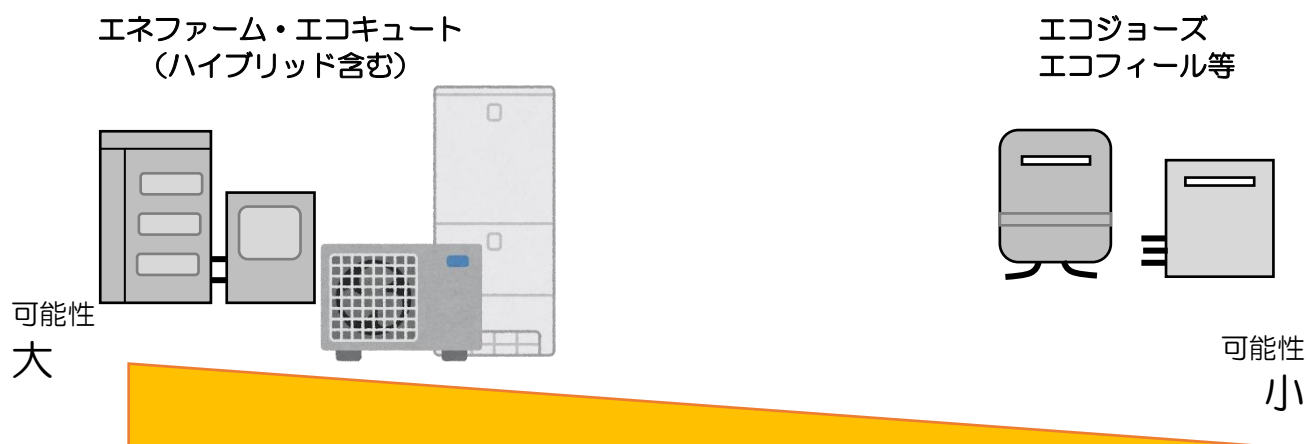
この条件は一般に「給湯省エネ事業」と言われる「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」にはない条件です。

また、給湯省エネ事業の対象商品に入っているものでもこの条件を満たさないケースがあります。

したがって、提出を求めています「省 CO2 効果計算書」を作成し、この条件に一致するか確認をお願いいたします。

※一般的に小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）では、燃料種の変更（灯油からプロパンガス/都市ガス、プロパンガスから都市ガス）が伴わない限り、省 CO2 効果は 13%程度にとどまるため、本補助制度を活用できません。

※上記の理由により対象となる給湯器は基本的に「家庭用燃料電池（エネファーム）」「電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド式給湯器）」「ヒートポンプ始期給湯器（エコキュート）」となります。



4 （解説）補助金手続きに係るフロー（新制度版）

（１）事前承認申請

本制度は国の「重点対策加速化事業」を活用した制度であるため、国の補助金と同じ制約を受けます。

具体的には交付決定日（市が指定する日、例年４月中旬ごろの日付）以降に着手し、期間内（１月末）までに終了し補助申請できる事業でないと、補助対象とはなりません。

ただし、一部特例があり、工事期間が１年を超える工事に限っては「事前承認申請」を行うことにより補助対象となる場合があります。

ここでは事前承認申請について解説いたします。

①事前承認申請が受けられる事業

補助対象事業で、

・工期が１年を超える工事

・２年度にまたがる事業

のみ対象となります。（例：令和７年１月着工、令和８年２月竣工の工事）

２年度にまたがる工事で工期が１年以内のもの（例：１月着工、同年６月竣工の工事）は対象外となりますのでご注意ください。

②事前承認申請の方法

事前承認申請書に必要事項を記載し、市生活環境課へ提出してください。

なお、工事着手（契約日）は必ず事前承認が下りた日以降になるようにしてください。

工事着手が事前承認の承認日以前の場合、事業すべてが補助対象外となりますのでご注意ください。

③事前承認申請の注意事項

本承認は事前着手を認めるだけの手続きであり、補助金の交付を確約するものではありません。

補助金の交付については別途交付申請が必要となり、申請時点で申込件数に空きがある場合のみ交付申請を受け付けられます。

④事前承認申請書の書き方

次ページの記入例を参考に、申請書内容を記載下さい。

様式第 1 号(第 7 条関係)

令和 7 年〇月〇日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所 舞鶴市字北吸 1044 番地
 ふりがな まいづる たろう
 氏名 舞鶴 太郎
 電話番号 0773-66-1064

舞鶴市住宅用再生可能エネルギー設備導入支援補助金事業事前開始承認申請書

舞鶴市住宅用再生可能エネルギー設備導入支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおりの事業の事前開始を申請します。

- 記 太陽光+蓄電池+(給湯機)の補助額を記入
- 1 交付申請予定額 270,000 円
- 2 設置開始、場所等

設置開始	令和 7 年 5 月 〇 日	契約予定日を記入。必ず申請日より後の日付になります。
設置場所	☒ 申請者の住所と同一 ☐ その他()	
住宅区分	☒ 持家 ☐ 借家	
建築区分	☐ 既存住宅 ☒ 新築住宅 ☐ 建て売り住宅	
備考		

3 住宅用再生可能エネルギー設備の概要(予定)

設備	住宅用太陽光発電設備	住宅用蓄電池設備	高効率給湯器
規模等	公称最大出力の合計値 9.9kW	蓄電容量 9.9kWh	

設置予定の各設備の規模(給湯機は機種)を記入

同意欄

この補助金の事業開始承認申請に当たり、舞鶴市が市税の納付状況を確認することに同意します。

署名: 舞鶴 太郎

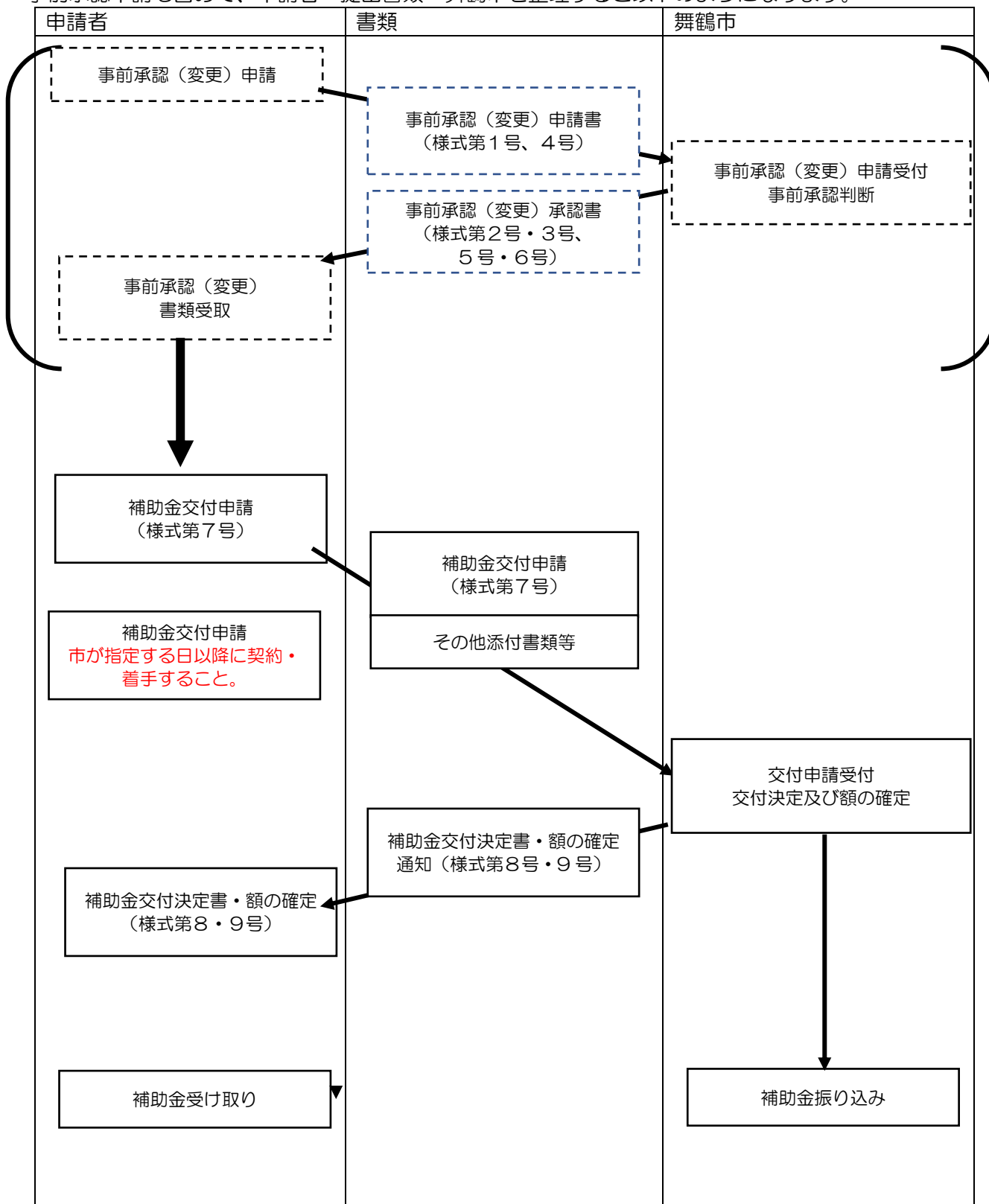
署名をお忘れなく

※その他必要書類 : 設置する再生可能エネルギー設備等の規模(容量・種類)が分かるもの

3 住宅用再生可能エネルギー設備の概要(予定)の内容を証明できるように書類を整えてください。

(2) 交付申請の流れ

事前承認申請も含めて、申請者・提出書類・舞鶴市を整理すると以下ようになります。



【注意事項】

- 事前着手 4. (1) の「事前承認申請」の項目をご参照ください。
また、事前着手申請を行った事業について、廃止が決まった場合は後述の5. (1) 事前承認申請の取消をご参照ください。
- 着手 補助対象事業にかかる「契約日」もしくは「工事開始日」の早い方になります。
- 交付申請 工事完了後、必要な添付書類と合わせてご提出ください。申請書や添付書類に不備がある場合は、市が受付をしない場合があります。（その場合は修正箇所や必要になる書類を指示しますので、速やかに修正し再提出ください。）
また受付は先着順となります。
- 交付申請期限 新制度の交付申請期限は、令和7年度は令和8年1月16日17時までといたします。

5.（解説）そのほかの特別な場合の手続きについて

（1）事前承認申請の取消

4. 1）にて解説しております事前承認申請を行い、承認を得た事業が中止・廃止になった場合、事前承認の取消手続きをお願いしております。

事前承認申請自体は翌年度の補助金執行を確約するものではありませんが、できる限り事前承認のある案件補助金が得られるように、事前承認の件数を考慮したうえで補助金の配分を決めております。

つきましては、効率的な補助金執行にご協力いただきたく、事前承認した事業が中止・廃止になった際には届出（様式第4号）をお願いいたします。

（2）処分の制限について（要綱第11条・12条関係）

本補助金により導入した再生可能エネルギー設備については、要綱第11条で耐用年数が経過するまでの間、善良な管理をお願いするとともに、災害や不意の故障などを除いて処分（撤去・更新）を行う場合には要綱第12条で、事前の承認を得るようにお願いしております。

表：要綱に定める耐用年数

太陽光発電設備	17年
蓄電設備	6年
高効率給湯器 コージェネレーションシステム	6年

また、要綱第13条の取決めのとおり、不正な手段により補助金の交付を受けた場合や要綱の規定に違反したときは、補助金の全部または一部を返還するように請求することがありますので、申請にあたっては補助要件を満たしていることの確認、その後の耐用年数を過ぎるまでの善良な管理をお願いいたします。